

事 務 連 絡

平成27年3月2日

各 県 建 設 業 協 会
各 県 品 確 安 全 協 議 会
専 務 理 事
事 務 局 長 殿

東北建設業協会連合会
東北品確安全協議会
専 務 理 事

東北地方整備局 27年度発注工事における新たな取り組みについて

(情報提供 重要)

東北地方整備局においては、国民へ社会資本整備の理解を深めることや、建設産業の将来の担い手確保の観点より、土木業界の取組について、戦略的な広報を展開する必要があることから「建設業の魅力を発信するための戦略的広報勉強会」を立ち上げ、新たな広報活動を東北地方整備局と建設関係業界が一体となって検討するためを目的に、1月15日に第1回会合を開催したところであります。(第1回会議資料は、県協会に送付済)

第1回会合で示された検討課題等については、各県建設業界にご協力いただきアンケートを行いました。その後、事務局会議(2月18日)を経て2月27日第2回勉強会が開催されました。

この会議において、東北地方整備局 27年度発注工事における新たな取り組みについて情報提供がありました。

資料2「工事情報ホームページ」特記仕様書記載(案)にございますように、工事現場等から生まれる情報資産の活用について、受注者は工事実施に関する取り組みを積極的に発信することが奨励されるものとする。

工事現場の進捗等を東北地方整備局が用意するホームページサーバに掲載することとなります。

詳細については、後日正式に公表されますが、第1弾の情報として会員企業にご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

勉強会第2回の資料は送付させていただきます。

「工事情報ホームページ」 特記仕様書記載（案）

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第〇条 工事現場等から生まれる情報資産の活用

本工事は、インフラの整備や維持管理、災害復旧等の工事の実施にあたって、受注者が現場における様々な課題を創意工夫や技術の活用により克服しながら実施している取組（工事情報資産）を広く国民に発信することにより、工事や建設業、社会資本整備に対する理解を広く促すことを目的とし、工事情報資産の活用を推進する工事である。

建設業の地域への貢献等について一般の方が日常で知る機会は十分とはいえない状況下において、情報資産を広く一般国民に発信していくことが建設業や社会資本整備への正しい理解を促し、業界全体で進めていくべき重要な取組であることを踏まえ、受注者は工事実施に関する取組を積極的に発信することが奨励されるものとする。

1) 良好な工事情報資産の作成

取組を発信する場合には、以下によるものとする。

工事現場等の状況に応じた適切な時期に、適切な映像撮影機器、撮影手法を用いて、映像（静止画、動画）を撮影、記録するものとする。映像撮影機器としては、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、スマートフォン等、撮影手法としては、UAVを活用した撮影、また、タイムラプス動画、コマ撮り動画等が挙げられるが、工事現場等の状況に応じて、撮影機器、手法を検討するものとする。

実施にあたっては、工事情報資産形成のための手段、撮影時期、撮影対象を明記した工事情報資産形成計画を作成し、監督職員の承諾の上、提出するものとする。

2) ホームページの活用

ホームページを作成する場合には、以下によるものとする。

- ①コンテンツをアップロードするサーバーは発注者が用意する。なお、そこに掲載する情報の一部または全部を受注者側が別のサイトに掲載することを妨げないものとする。
- ②ホームページに掲載するコンテンツの著作権は、共通仕様書または本特記仕様書に提出が求められているものを除き、受注者側に存置されるものとする。ただし、発注者側には掲載コンテンツの自由な使用を認めるものとする。
- ③ホームページは、5ページまたはそれ以上のウェブページで適切な内容の情報発信を行っている場合には、5ページ分のコンテンツの作成に要する一般的な費用の2分の1までの範囲を設計変更の対象とする。ただし、発注者側の依頼により著作権が発注者側に帰属するコンテンツを作成した場合には、全額を設計変更の対象とする。
- ④公開するホームページの内容については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

3) スマートフォン・アプリ「ガイド東北」の活用

工事情報ホームページに掲載される様々な情報資源を一般国民の目に触れやすいスマートフォン・アプリ「ガイド東北」を活用して、発信することを推奨するものとする。

このため、「ガイド東北」のコンテンツ・パートナーに登録し、適切な時期、対象を選んで「ガイド東北」のコンテンツ登録サイトで情報を入力することを推奨するものとする。

4) 動画投稿サイトの活用

工事現場等における情報資産の活用にあたり、動画については、Y o u T u b eなどの動画投稿サイトの視聴が普及し、情報発信の場として、非常に有益であることから動画投稿サイトの活用も推奨するものとする。

ただし、動画投稿サイトにアップロードする際には、監督職員の承諾を得るものとする。